

## 令和2年度墨田区議会定例会11月議会提出予定案件

### 予算

- 1 令和2年度墨田区一般会計補正予算
- 2 令和2年度墨田区一般会計補正予算
- 3 令和2年度墨田区国民健康保険特別会計補正予算
- 4 令和2年度墨田区介護保険特別会計補正予算
- 5 令和2年度墨田区後期高齢者医療特別会計補正予算

### 条例

- 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区地区会館条例を廃止する条例

### 契約

- 1 物品の買入れについて

### その他

- 1 すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について
- 2 墨田区墨田母子生活ホームの指定管理者の指定について
- 3 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホームの指定管理者の指定について
- 4 墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの指定管理者の指定について
- 5 墨田区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者の指定について
- 6 墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 7 墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 8 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について
- 9 梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 10 墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 11 墨田区梅若橋コミュニティ会館の指定管理者の指定について
- 12 地域集会所の指定管理者の指定について
- 13 墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者の指定について
- 14 墨田児童会館の指定管理者の指定について
- 15 立花児童館の指定管理者の指定について
- 16 文花児童館の指定管理者の指定について
- 17 外手児童館の指定管理者の指定について
- 18 八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について
- 19 さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 20 両国子育てひろばの指定管理者の指定について

## 令和2年度墨田区議会定例会 11月議会提出予定案件概要

### 条例

#### 1 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

建築基準法の一部改正(2.6.10公布、2.9.7施行)により、都市再生特別措置法に基づく居住環境向上用途誘導地区を指定した場合において、同地区内の建築物について、特定行政庁の許可に基づき建蔽率等に関する制限の適用を除外することができることとされたことに伴い、当該許可に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円
居住環境向上用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円

##### (2) 施行期日

公布の日

#### 2 墨田区地区会館条例を廃止する条例

##### (1) 廃止理由及び内容

施設の老朽化及び利用状況に鑑み、墨田区地区会館を廃止する。

##### (2) 施行期日

令和3年4月1日

### 契約

#### 1 物品の買入れについて

(1) 買入れの目的 区立小中学校及び幼稚園用

(2) 品目及び数量

ア サーモグラフィーカメラ 77台

イ 台座 77台

(3) 契約の方法 指名競争入札

(4) 契約金額 638万6,380円

(5) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社

(6) 支出科目等 令和2年度 墨田区一般会計 教育費 教育総務費 事務局費 備品購入費

## その他

### 1 すみだ福祉保健センターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、すみだ福祉保健センターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 すみだ福祉保健センター
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 2 墨田区墨田母子生活ホームの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区墨田母子生活ホームの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区墨田母子生活ホーム
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 3 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホームの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区特別養護老人ホームはなみずきホームの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 賛育会
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 4 墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区特別養護老人ホームたちばなホームの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 賛育会
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 5 墨田区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区特別養護老人ホームなりひらホーム
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 カメリア会
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

### 6 墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター

- ( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 賛育会
  - ( 3 ) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 7 墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。
- ( 1 ) 施設の名称 墨田区なりひら高齢者在宅サービスセンター
  - ( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 カメリア会
  - ( 3 ) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 8 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンターの指定管理者を次のとおり指定する。
- ( 1 ) 施設の名称 墨田区うめわか高齢者在宅サービスセンター
  - ( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
  - ( 3 ) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 9 梅若ゆうゆう館の指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、梅若ゆうゆう館の指定管理者を次のとおり指定する。
- ( 1 ) 施設の名称 梅若ゆうゆう館
  - ( 2 ) 指定管理者 社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
  - ( 3 ) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 10 墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。
- ( 1 ) 施設の名称 墨田区東駒形コミュニティ会館
  - ( 2 ) 指定管理者 東駒形TRC賀川記念館グループ
  - ( 3 ) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 11 墨田区梅若橋コミュニティ会館の指定管理者の指定について  
地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区梅若橋コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。
- ( 1 ) 施設の名称 墨田区梅若橋コミュニティ会館
  - ( 2 ) 指定管理者 梅若橋あすのすみだ
  - ( 3 ) 指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

12 地域集会所の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区地域集会所設置条例及び墨田区立公園条例で設置している地域集会所の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立川集会所外18施設
- (2) 指定管理者 一般財団法人 墨田まちづくり公社
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

13 墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区横川さくら保育園及び墨田区横川さくら保育園分園の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称
  - ア 墨田区横川さくら保育園
  - イ 墨田区横川さくら保育園分園
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 希望福祉会
- (3) 指定期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

14 墨田児童会館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田児童会館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 墨田児童会館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

15 立花児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、立花児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 立花児童館
- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人 ワーカーズコープ
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

16 文花児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、文花児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 文花児童館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

17 外手児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、外手児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 外手児童館
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

18 八広はなみずき児童館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、八広はなみずき児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 八広はなみずき児童館
- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人 ワークーズコープ
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

19 さくら橋コミュニティセンターの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、さくら橋コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 さくら橋コミュニティセンター
- (2) 指定管理者 社会福祉法人 雲柱社
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

20 両国子育てひろばの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、両国子育てひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

- (1) 施設の名称 両国子育てひろば
- (2) 指定管理者 ライフサポート株式会社
- (3) 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで